解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年一月十八日熊本県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二日

熊本県山鹿市山鹿九七八番地

山鹿市土地開発公社

清算人　池田　永実

清算人　蔵原　栄一

清算人　富田　辰郎

清算人　潮崎　昭二

清算人　三森　兄臣

清算人　緒方　淳一

清算人　倉原　謙治

清算人　古荘　秀幸

解散公告（第二回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十三年一月六日付けで熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二日

熊本県球磨郡湯前町一九八九番地一

清算法人上球磨土地改良区

清算人代表　西　岩人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二日

広島県広島市西区草津本町一五番一四号

特定非営利活動法人沙漠緑化アミダの森

清算人　福間　駿吉

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十二月三日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年三月二日

福岡市南区野間二丁目一三番一号

財団法人福岡県立筑紫丘高等学校筑高協会

代表清算人　田中　義明

第四十四期決算公告

平成二十二年十一月三十日現在

貸借対照表

資産の部　　円

流動資産　一四五、七六一、九八一

固定資産　一二八、五五三、六六三

合計　二七四、三一五、六四四

負債及び純資産の部

流動負債　一三八、五七五、九七四

固定負債　一九、九七四、〇〇〇

株主資本　一一五、七六五、六七〇

資本金　六〇、〇〇〇、〇〇〇

利益剰余金　一五〇、二三〇、六七〇

（利益準備金）（三〇、〇〇〇、〇〇〇）

（その他利益剰余金）

（一二〇、二三〇、六七〇）

（うち当期純利益）（六、六四四、〇〇五）

自己株式　△九四、四六五、〇〇〇

合計　二七四、三一五、六四四

平成二十三年一月二十七日

東京都港区南青山四丁目二六番一二号

地質計測株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市大字後潟字大原三三番地一、最後の住所青森県弘前市大字土手町二一番地三シティサイド2－D号

被相続人　亡　高嶋　恒輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二日

青森県弘前市大字下白銀町一五番地の四三

中林裕雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　須田　和則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市守山区東山町一二〇九番地、最後の住所福島県郡山市三穂田町八幡字前畑六七番地

被相続人　亡　駒田　貞男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二日

福島県郡山市堤下町一番四四号

相続財産管理人　柾谷　智徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市郡本一三八三番地四、最後の住所千葉県市原市五所一九七二番地一ザ・ガーデンアイル九一一号

被相続人　亡　山田　隆之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二日

事務所千葉市中央区中央三―一五―三朝日プラザマンション四階双葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安川　秀穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県村上市瀬波温泉二丁目三〇〇番地六、最後の住所新潟県村上市瀬波温泉二丁目二番五二号

被相続人　亡　宮嶋ツルイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二日

新潟市中央区美咲町一丁目八番一五号ＬＴＭセンター弁護士法人宮本総合法律税務事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市粟崎町ト一〇五番地、最後の住所石川県石川郡粟崎村字粟崎ト一〇五番地

被相続人　亡　北井勘四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二日

事務所石川県金沢市尾張町一丁目九番一一号尾張町レジデンス二〇四号尾張町法律事務所　相続財産管理人弁護士　粟田　真人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡阿智村駒場一四九九番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　水上　秀人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二日

長野県飯田市中村一一七六番地一

相続財産管理人　菅原　政宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川二七三六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大友　和美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二日

事務所静岡県浜松市中区池町二二一―五

大石康智法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河島　多恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市名東区本郷二丁目一一二番地、最後の住所名古屋市名東区本郷二丁目一六七番地シーアイマンション第二本郷五〇三号

被相続人　亡　日沖　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月二日

名古屋市熱田区新尾頭一丁目六番九号金山大和ビル弁護士法人名古屋南部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　濵嶌　将周